

第7回「都区のあり方検討委員会」会議録

- 日 時：平成22年2月8日（月）16：30～
- 会 場：都庁第一本庁舎42階北側 特別会議室B
- 出席者：【都側委員】
菅原副知事、猪瀬副知事、中田総務局長
【区側委員】
多田特別区長会会長（江戸川区長）、西川同副会長（荒川区長）、田中同副会長（中野区長）、鎌形同事務局長
【報告者】
山崎都区のあり方検討委員会幹事会座長（墨田区長）
- 会議次第
 - 1 開会
 - 2 都区のあり方検討委員会幹事会からの報告
 - 3 都区のあり方検討委員会幹事会の検討事項
 - 4 その他
 - 5 閉会

<会議経過>

1 開会

（菅原会長）

これから第7回都区のあり方検討委員会を開催します。

なお、佐藤副知事は公務により欠席となりますので、あらかじめご了承ください。

2 都区のあり方検討委員会幹事会からの報告

（菅原会長）

それでは早速議事に入りますが、幹事会からの報告ということで、平成21年度の検討状況について、山崎墨田区長から報告を受けたいと思います。よろしくお願いします。

（山崎墨田区長）

都区のあり方検討委員会幹事会の座長を務めています墨田区長の山崎です。

早速ですが、平成21年度の幹事会の検討状況について報告します。

お手元に資料1として「都区のあり方検討委員会幹事会 平成21年度の検討状況」と題した報告文と参考資料をお配りしてありますので、ご覧ください。

報告文は、都区の事務配分、特別区の区域のあり方、税財政制度の3つの課

題について、平成19年度と平成20年度の検討状況を確認した上で、今年度の検討状況を記載するという構成になっています。

まず、1の都区の事務配分についてですが、(1)に平成20年度までの検討状況を記載しています。

2ページをご覧ください。3つ目の丸に記載したとおり、昨年(平成20年度)の第6回検討委員会において、「検討対象とした444項目の事務について、基本的な方向付けを行うべく、引き続き検討を行う。その際、平成21年度中に国会に提出される予定になっている新分権一括法案の動きを踏まえる。また、具体化を行うための実務レベルの検討体制を検討する。」と、幹事会に検討が下命されました。

そこで、今年度の検討状況ですが、(2)に記載したとおり、まず「法令に基づく事務」49項目を具体的に検討しました。

このうち、事務処理特例によって既に区が実施している事務が1項目あったため、検討対象外とし、「区へ移管する方向で検討する事務」3項目、「都に残す方向で検討する事務」22項目、「移管の是非を引き続き検討する事務」23項目と整理しました。なお、「移管の是非を引き続き検討する事務」としたもののうち4項目は、都区が分担して担うなど、一部考え方の一致した事務もあります。

この結果、「法令に基づく事務」336項目のうち、「固定資産税等の賦課徴収に関する事務」1項目を除いて、335項目の検討の方向付けが終了しました。

次に、「任意共管事務」についてですが、一番下の丸に記載したとおり、検討に当たり、区に移管する方向のほかに、都区の役割分担で実施すべき事務が多く存在することが見込まれることから、5ページの別紙のとおり、「基本的方向」とりまとめる選択肢をこれまでの3つから4つに変更しました。

これを踏まえ、3ページの一番上の丸に記載したとおり、「任意共管事務」108項目のうち6項目を具体的に検討し、「都に残す方向で検討する事務」1項目、「都区の役割の見直しの是非を引き続き検討する事務」5項目と整理しました。

これらの結果、今年度の検討までの段階で、事務配分の検討の方向付けを行

うに至っていない事務は103項目です。

一方、具体化を行うための実務レベルの検討体制については、「任意共管事務」の多くが未検討であるため、具体的な検討は行いませんでした。

次に、2の特別区の区域のあり方についてですが、(1)に平成20年度までの検討状況を記載しています。

4ページをご覧ください。一番上の丸に記載したとおり、今年の第6回検討委員会において、「特別区の区域のあり方については、引き続きの課題とするが、当面、都区のあり方検討とは別に、将来の都制度や東京の自治のあり方について、学識経験者を交えた、都と区市町村共同の調査研究の場を設けることとし、その結果を待って、必要に応じ議論する。」と幹事会に下命されました。

そこで、今年度の検討状況ですが、(2)に記載したとおり、都から、最近の分権改革関連の動き等に関する資料や、都が行った都と区の制度的変遷に関する調査研究の内容の紹介がありました。なお、昨年度の合意に基づき、平成21年11月に「東京の自治のあり方研究会」が都と区市町村共同で設置され、現在、調査研究が行われています。

次に、3の税財政制度については、(1)に記載したとおり、今年の第6回検討委員会において、「今後の検討課題の議論の推移を踏まえて整理する。」と下命されましたが、(2)に記載したとおり、具体的な議論を行う状況に至っていません。

以上が3つの課題についての検討状況ですが、こうした検討を踏まえ、4の今後の対応についての考え方を示し、検討委員会としての判断を頂きたいと思えます。

まず、都区の事務配分については、「法令に基づく事務」は1項目を除き検討の方向付けを終えたものの、「任意共管事務」は一部を除き基本的方向をとりまとめるには至っていません。また、具体化を行うための実務レベルの検討体制についても検討に至っていません。このため、更に検討期間が必要であるというのが幹事会としての考え方です。本日の検討委員会で指示があれば、引き続き検討していきたいと思えます。

次に、特別区の区域のあり方については、「東京の自治のあり方研究会」における調査研究の結果を待って、今後の対応を整理する必要があると考えてい

ます。

最後に、税財政制度については、今後の検討課題の議論の推移を踏まえて整理する必要があると考えています。

以上が今年度の検討状況についての報告です。

続いて、もう1冊、参考資料を添付しているのでご覧ください。

まず、目次が付いていまして、次ページ以降に参考1から参考6まで資料があります。

1ページの参考1は会議経過であり、検討の経緯が一通り分かるように第1回目から記載してあります。

3ページの参考2は、それぞれの会議の概要を整理したものです。

20ページの参考3は、都区の事務配分に関する検討状況で、今年度までの検討状況を一覧にしています。一番下の合計欄のとおり、事務配分については、444項目のうち、方向性の整理をつけたものが275項目、方向性が未整理なものが103項目、対象外としたものが66項目となっています。

21ページから50ページまでは、事務ごとの評価、あるいは検討状況を記載したものです。

51ページの参考4から54ページの参考6までは、平成19年度にとりまとめた事務配分の検討に当たっての基準などについて改めて記載したものです。

私からの報告は以上です。よろしく申し上げます。

(菅原会長)

どうもありがとうございました。

ただいまの山崎区長の報告について、ご意見、ご質問等があればお願いします。

(多田副会長)

各幹事会における検討の内容は、私どももその都度報告を受けて、それぞれいろんな話し合いもしてきていますので、十分承知をしているつもりです。したがって、今日は特に今の報告について何か申し上げるということはありません。

いわゆる区域とか税財政、それから事務移管となってくると、相当遠大な難しい課題だと思いますが、とりあえず事務移管から入って、全体では341

項目を整理してくださったということですね。まだ百幾つ残っていますが、今の経過を見ても相当に精力的な議論をしていただいて、幹事会の山崎座長を中心に関係者の皆さんに本当に敬意を表したいと思っています。

(菅原会長)

ありがとうございました。本当になかなか難しいテーマなので、ひとつじっくりと検討していただきたいと思います。

それでは、当検討委員会としては報告のとおり引き続きの検討を行うこととしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(菅原会長)

山崎区長、ありがとうございました。

3 都区のあり方検討委員会幹事会の検討事項

(菅原会長)

続いて、平成22年度における都区のあり方検討委員会幹事会の検討事項についてですが、幹事会では、平成18年11月14日の「都区のあり方に関する検討会における『とりまとめ結果』」及び「都区のあり方検討委員会幹事会平成21年度の検討状況」を踏まえ、都区の事務配分、特別区の区域のあり方、税財政制度の3点について、基本的方向のとりまとめに向け、引き続き検討を行うようお願いしたいと思います。

具体的には、お手元に資料2、「都区のあり方検討委員会幹事会の検討事項について(案)」がありますが、こういう形でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(菅原会長)

それでは、平成22年度における都区のあり方検討委員会幹事会の検討事項については、お手元の資料2のとおりとします。

なお、この後の都区協議会において、本検討委員会の検討状況を私から報告させていただきたいと思います。

4 その他

(菅原会長)

それでは、せっかくの機会ですので、何かご発言があればお願いします。

(「特になし」の声あり)

5 閉会

(菅原会長)

では、これで委員会を終了します。